

重度障害者（児）日常生活用具の給付

重度障害者（児）の日常生活の利便を図るため、用具の給付を行いません。なお、世帯の課税状況に応じて自己負担があります。手帳の等級や、年齢、身体状況等により給付要件があります。

重度障害者等日常生活用具…障害に関する機能を有し、日常生活品として一般的に普及しておらず、障害に起因する日常生活上の困難を改善し、自立を支援するもの。安全で容易に使用でき実用性が認められるもの。

給付品目等（修理は対象外）

○介護訓練支援用具

特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練いす（児童）
訓練用ベッド（児童）

○自立生活支援用具

入浴補助用具、便器、T字杖、棒状つえ、移動・移乗支援用具、頭部保護帽、洗浄機能付き便座、聴覚障害者用火災警報器及び火災警報器用屋内信号装置、自動消火器、電磁調理器、歩行時間延長信号機用小型送信機、聴覚障害者用屋内信号装置

○在宅療養等支援用具

透析液加温器、ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引機、酸素ボンベ運搬車、盲人用体温計（音声式）、盲人用体重計、人工呼吸器用自家発電器又は外部バッテリー

○情報・意思疎通支援用具

携帯用会話補助装置、情報通信支援用具、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、視覚障害者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用読書器、盲人用時計、聴覚障害者用通信装置、聴覚障害者用情報受信装置、人工内耳体外部装置、人工内耳用空気電池、人工内耳用充電電池又は充電器
人工喉頭、点字図書、地上デジタル放送対応ラジオ

○排泄管理用具

ストマ用装具、紙オムツ、収尿器

○住宅改修費

居宅生活動作補助用具

制度の概要

三田市重度障害者等日常生活用具給付事業実施要綱に基づき用具の給付を行います。ただし、世帯の課税状況に応じて自己負担があります。

手続の流れ

①給付申請（必ず購入前に申請書類を提出していただく必要があります。）

申請書

賦課徴収資料の調査承諾書

※ただし、転入等により三田市で課税状況が確認できない人については下記のような課税状況を確認できる書類の提出が必要です。生活保護受給世帯については生活保護受給証明書が必要です。

○所得税課税の場合…確定申告書の写し等

○所得税非課税の場合…市民税課税・非課税証明、確定申告書の写し等

以下のように申請日によって必要な課税資料の年度が違います。

申請日が4月1日～6月末日の場合…前年度の課税資料

（例）令和4年4月1日申請の場合 → 令和3年度課税資料

申請日が7月1日～3月末日の場合…当年度の課税資料

（例）令和4年7月1日申請の場合 → 令和4年度課税資料

見積書、パンフレット

※用具の種類によっては医師の意見書が必要となります。

②給付決定

申請書類をもとに給付の可否、自己負担額等が決定され、日常生活用具給付券が送付されます。

③受領

送付された日常生活用具給付券を業者へ提出、自己負担額を支払い、用具を受領します。

※給付券が届き次第、業者へご連絡いただき、納品の日程調整等を行なってください。

その他

○一度給付された用具については要綱で定められた耐用年数を経過しなければ再度給付することはありません。

○対象となる用具には公費負担の上限となる額（基準額）が定められています。

- 自己負担額は世帯の課税状況に応じて決定されます。課税額によっては公費負担の対象とならないことがあります。
- 用具をご購入される業者については三田市との契約が必要になりますので、見積書の発行を依頼する前に契約業者であるかご確認いただきますようお願いいたします。
- 用具の給付については必ず事前申請が必要となります。既に購入されたものについて費用の還付等を行なうことは一切できません。
- 障害者手帳の障害名、等級、年齢、又は難病による身体の状態により対象者が決められています。
- 介護保険の対象者で、レンタル、購入が可能な用具については給付の対象となりません。

[お問い合わせ]

障害福祉課 ☎079-559-5075 FAX079-562-1294